

宇陀市公告第29号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成30年3月30日

宇陀市長 竹内幹郎

記

- 1 協議の場を設けた区域の範囲
稲戸地区
- 2 協議の結果を取りまとめた年月日
平成30年3月27日
- 3 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況
経営体数
法人 1経営体
個人 4経営体
- 4 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか
担い手はいるが十分ではない。
- 5 農地中間管理機構の活用方針
なし
- 6 地域農業の将来のあり方
取組事項：6次産業化、新規就農の促進
コメント：集落においては、青年の新規就農者の受け入れを推進するとともに、担い手がまとまった農地を効率的に利用することに伴い、今後懸念さ耕作放棄地の発生防止に努めていきたい。新規就農の田尻氏においてはアスパラを中心とした栽培を、稲場氏においては、ハウレンソウの栽培を行い、販売・販路の安定を図りながら規模拡大を図り安定した出荷ができることを目的とする。